

大正中央中学校不登校対策基本方針

1. 不登校とは

年間 30日 以上の欠席
7.59 何らかの 心理的、情緒的、身体的、社会的 要因・背景



登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

年度	在籍比率
R1	6.11
R2	6.48
R3	7.59
R4	8.62

増加傾向 ↓

文部科学省 令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

① 不登校支援の基本

めざすこと	不登校に対する考え方	関係機関の活用
「学校に登校する」だけでなく、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、 社会的に自立すること	不登校の時期が 休養 や自分を見つめ直す意味がある ⇨ 学業の遅れ、 進路選択上の不利益 、社会的自立へのリスク	本人の希望を尊重した上、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級などを活用する

(参考) 文部科学省 令和元年「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

② 本校の現状

学年/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1年(人)	5	9	7	2	12	7
2年(人)	2	6	11	6	3	11
3年(人)	12	7	10	11	8	5
在籍比率(%)	7.8	10.0	12.1	8.8	9.8	11.3

2. 未然防止＝「行きたくなる」魅力的な学校づくり


全ての生徒が「学校に行きたい!」「学校は楽しい!」「学校生活は充実している!」と感じるような学校づくりが未然防止の基本です。(←大正中央中学校 生徒指導基本方針)

「行きたくなる」魅力的な学校づくり

居場所づくり	教師への信頼感	分かる授業・魅力ある授業
学級活動・委員会活動・行事など 「活躍の場」「絆」を作る	受容的態度⇨毅然とした指導 「話せるけどしっかり注意してくれる先生」	子どもが主体的に取り組む授業 教室・授業を「居場所」として機能させる

3. 対応のプロセス

① 初期対応 ～学校として徹底すること～

欠席初日	確実に保護者と連絡を取り合うこと		※明らかなげがや病氣、通院、家庭の都合等のケースは除く
連続欠席 欠席2日目	欠席の理由を再確認→家庭での様子を確認 ・場合によっては家庭訪問を行う ・登校しやすいように学習面、友人関係等に配慮する		
欠席3日目	不登校対策委員会に報告 し、組織的な対応を開始する ・学習、友人関係、部活動、家庭環境、過去の欠席状況などから 見立て、支援方針を立てる ・家庭訪問などを行い、子どもと保護者の気持ちを 聴く 。「心配しているよ」「待っているよ」などの気持ちを 伝える （聴く7：伝える3） ・他の子どもに配布物を持って行かせたり、手紙を書かせることは安易に しない		

※その他、**月間3日以上**の欠席（＝年間30日以上を超えることになる）があれば対応を開始する

② 不登校対策委員会による対応開始後

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任による家庭訪問・電話連絡（欠席の理由・家庭での様子・病院の受診状況等） ・生指カルテ、前校種・前学年からの引継ぎ情報などの確認
臨時委員会 開催の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・収集された情報をもとに、判断する ・累計7日以上の欠席の場合、開催を積極的に判断する <p>↓以下、開催が決定したらの流れ↓</p>
不登校生徒 支援シート	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒支援シートの作成（できるだけ複数の教員で作成する） ＜成育歴・学校生活・家族関係・経済状況など＞※累計10日欠席の場合は必ず作成
臨時不登校 対策委員会	<ol style="list-style-type: none"> ①不登校生徒支援シートに基づき、見立てを行う ②学校での働きかけの計画を行う <ul style="list-style-type: none"> ・いじめなどの人間関係の問題を解消 ・教職員との関係を構築 ③専門機関等との連携の計画を行う <ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の場における教育機会の確保→教育支援センター、フリースクール等 ・子どもの不安や情緒の課題→医療機関、スクールカウンセラー等 ・家庭にかかわる問題→こども相談センター、区役所、スクールソーシャルワーカー等 ・発達の課題→医療機関、スクールカウンセラー等
不登校生徒 支援シート	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒支援シート作成対象の生徒については、不登校対策委員会までに随時情報を更新する（更新された情報は下線で示す）
不登校対策 委員会(月1 回開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画に基づく支援の効果の検証 ・情報の共有（※単なる情報交換の場とならないようにする） ・新たな情報も含めた見立てや計画

③ 子どもの状況が好転したとき

不登校対策委員会	(可能ならば担任も参加する) ・子どもが登校しやすい時間、場所、環境づくり(別室・保健室登校)の計画 ・学習状況への配慮・支援の計画 ・教室復帰への環境づくりの計画 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、まなびサポーター等との連携	子どものペースに合わせた無理のないプラン設定を行う
各学年・担任等	委員会で検討した事項について実施する	
不登校対策委員会	・支援計画に基づく支援の効果の検証	

④ 不登校が長期化してきたとき

学級担任を中心に	家庭と連携(訪問・連絡)し、子どもや保護者が安心できるように、気持ちや行動の支援
	「保護者には会えるが子どもに会えない」「安否が確認できない」場合には虐待の疑いも持つこと ・要保護児童等が7日以上安否確認できない場合には速やかに関係機関に情報提供する必要 ・上記にあてはまらない場合でも、30日以上安否確認できない場合、管理職等に連絡する

4. 不登校生徒支援シート 記入のポイント

令和5年度不登校支援シート

フリガナ	名前	性別	生年月日	小学校	年級	特変
生徒名	中央 太郎	男	H28.6.5	平尾	2年1組5番	知的
入試に向けて登校を増やす						
学習	やる事が分ればできるが、何をすればよいかわからない。					
生活	昼後迎転の生活。					
身体・運動	家庭でのお供いなどはしている。					
行動・興味	絵を描くことが好きで、将来イラストレーターの仕事に就きたいと考えている。高校もそういったコースに進みたいと考えている。					
社会性	友人は多いほう。					
家庭状況	母親のみ。祖父母が近くに住んでいる。保護者は一度給食しているが現在は復帰している。当初、自分がしっかり見れていなかったと思っている。					
その他	何も語らない。					
本人の思い	3年生になったら登校してほしい。					
保護者の思い	カウンセリングを受けている					
継続中支援	提出物の個別の声掛け(→提出物ある場合は、担任へ連絡→保護者への連絡を必ず行う)					
合理的配慮	2年生3学期以降、欠席日数増加。					
その他様子	通常登校させ、家庭で学習できるようにする					
1学期支援目標	指導項目・指導計画	評価・様子				
4月		登校していた				
5月		GW後3日休み				
6月	週に一度はプリントを渡しに行く	週に一度プリントを持っていくが、本人には会えず、プリントも進んでいない様子。				
7・8月	学校カウンセリングを受ける	保護者のみを受ける。				
2学期支援目標	指導項目・指導計画	評価・様子				
9月	新学期に向けて登校を促す	始業式後数日は登校、その後全欠席。				
10月	進路面で指導を行う	興味はある模様、引き続き行う。				
11月	本人に学校カウンセリングを受けさせる。	本人は受けたがらない。2組の〇〇が学校に連れ出す。				
12月	家庭状況を聞きだす。	特に問題なし。				
3学期支援目標	指導項目・指導計画	評価・様子				
1月						
2月						
3月						
現在支援を受けている関係機関	関係機関名	支援内容	曜日/回数	担当者		
	学校カウンセリング	保護者のみ	火/1	〇〇		
	区自立アシスト事業	学習支援(復習など相談しながら)	月・水	〇〇		
	こども相談センター	発達検査/相談	随時	〇〇		
	フリースクール〇〇学園	学習支援、コミュニケーション支援	木	〇〇		
	〇〇病院	児童精神科	月1回	〇〇		

不登校生徒一人一人の状況を的確に把握し、情報を共有し組織的・計画的に支援を行うために作成する。

支援に生かせる内容

他者に分かりやすく、次の目標につながる評価をする

5. 具体的な対応例や特に注意するポイント

① いじめを除く友人関係が主たる要因の対応例

担任が状況を把握(不登校対策委員会に報告)

情報収集

- ・ 家庭訪問による本人、保護者への聞き取り
- ・ 養護教諭、教科担当、部活顧問等から聞き取り
- ・ 関係児童生徒から情報収集

臨時不登校生徒対策委員会

- ・ 不登校支援シートによる見立て
- ・ 支援計画の策定

手立ての例

- ・ 本人、保護者との面談を継続
- ・ SC が本人、保護者の心のケア
- ・ 本人の状態を把握し、支援計画を改善
- ・ 学校の取り組みを本人、保護者に伝える

② いじめが主たる要因の対応例

いじめの疑い(いじめ対策委員会に報告)

いじめ対策委員会(以下いじめ委とする)…組織的な判断のもと対応 (いじめ防止対策推進法 第23条)

- ・ 訪問による本人、保護者への聞き取り
- ・ 養護教諭、教科担当、部活顧問等から聞き取り
- ・ 関係児童生徒から情報収集

被害生徒への支援

- ・ 家庭訪問により本人、保護者の思いを聴く
- ・ 本人の状態を見ながら事実確認をする
- ・ 担任、SC 等による心のケア
- ・ ケース会議 (いじめ委+学年教員) を開き、いじめ委での方針を共通理解
- ・ ケース会議で策定した登校支援を行う

加害生徒への指導

- ・ 事実確認をする
- ・ いじめ委の方針に基づきいじめ抑止のための指導
- ・ 加害生徒の保護者に対し、丁寧な説明
- ・ 改善が見られない場合、別室指導などを検討
- ・ 再発防止に向けたケア (担任、SC など)

被害生徒が登校できない場合

- ・ 家庭訪問を行い、本人・保護者の考えを聴き、加害生徒を含む学校の状況等を伝える
- ・ 別室登校や適応指導教室への通室等を促す
- ・ 加害生徒及び他の生徒に対して、計画的・継続的にいじめの再発防止に係る取組を行う
- ・ 本人・保護者に対して SC によるケアを行う
- ・ ケース会議を継続して行い、見立てや支援計画の再検討を行う

欠席日数 10
日以上で指
導部担当指
導主事に電
話連絡、15
日以上で連
絡票提出

※いじめにより欠席が続くことは、いじめ防止対策推進法第28条により「重大事態」に該当し、直ちに教育委員会に報告する必要がある。

被害生徒が登校できる場合

- ・ 家庭訪問や面談を行い、本人及び保護者のケアに取り組む。
- ・ 担任や生徒指導主事等が加害生徒及び他の生徒に対して計画的継続的に再発防止に取り組む。
- ・ 担任や教科担当が欠席期間中の学習内容の補充授業を行う。
- ・ 本人や保護者に対して SC などによるケアを行う。 ・ 小さな変化をとらえ、情報共有する

③ 発達的な特性が主たる要因の特に注意するポイント

- ・ 特別支援教育コーディネーターが不登校対策委員会に参加
- ・ SC や SSW より専門的な見地から助言を受ける
- ・ 本人の「得意なこと」「苦手なこと」等を整理し、合理的配慮について検討する
- ・ 保護者に医療機関等への受診を進める場合は、保護者の心情に配慮し、伝え方やタイミングを協議する

④ 教員との関係が主たる要因の特に注意するポイント

- ・ 当該事象を管理職への報告、管理職より指導方法の確認と指導
- ・ 不安を感じたタイミングや現在の気持ち等を管理職が詳しく聞き取る
- ・ 他の要因（いじめや学習に対する不安など）がないかも探る
- ・ 本人が安心して会える教職員等が家庭訪問や面談を行い信頼関係づくりに努める
- ・ 別室登校等も検討する（柔軟な対応を行う）

⑤ 非行が主たる要因の特に注意するポイント

- ・ 警察等外部機関からの情報収集
- ・ 保護者に対して必要に応じて子ども相談センターや民生委員等の相談機関を紹介する
- ・ 関係機関との連携の窓口を決定する
- ・ 生活指導サポートセンター（生活指導に関する相談窓口）との連携

⑥ 虐待（ネグレクト等）が主たる要因の特に注意するポイント

- ・ 虐待の恐れがある場合は、速やかに子ども相談センターに通告する。【通告は義務】
→在宅援助 or 一時保護
- ・ SSW、SC、子ども相談センターとの連携

⑦ 病気（起立性調節障害等）が主たる要因の特に注意するポイント

- ・ 担任、養護教諭等が連携して情報収集を行い、不登校対策委員会において見立て・支援計画の策定
- ・ 医療機関との連携（病気であるかそうでないかの診断）

6. 学校外の施設との連携

① 大阪市教育支援センター（適応指導教室）

【設置場所】

- ・花園 (06)6331-8962 ・桃谷 (06)6731-8560
- ・新大阪 (06)6322-2500 (希望する場所へ参加できる)

【事業内容】

- ・不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等、社会的自立に向けた相談・支援等を行う。
- ・不登校支援アドバイザーが、要請を受けて学校を訪問し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を行う。
- ・校外の支援体制を充実させ、学校の負担軽減を図る。

【支援時間】

月～金 10時～15時（生徒が自分で決めて参加）

【支援内容】

- ・自学自習において不登校支援アドバイザー・スタッフ(教員経験者)や学校支援ボランティア(教職員を目指すもの)の学習支援
- ・必要に応じてSCやSSWとの面談を行うことができる(生徒・保護者)
- ・ICT端末による学習支援
- ・キャリア教育(体験的な活動)を実施



出席扱い可 自転車の通所禁止

② 子ども・子育てプラザ等（サテライト）

【設置場所】

- ・サテライト港（港区子ども・子育てプラザ） 港区磯路2-11-10
- ・サテライト西成（もと西成児童館） 西成区松3-2-32

出席扱い可

【事業内容】

- ・集団活動や体験活動の機会を提供するプログラム
- ・学習習慣の定着等を目的としたプログラム

【開設日時】

開設日時：各箇所（月曜日～土曜日のうち、週3～4日）9時30分～17時（それぞれの施設による）

【支援内容】

- ・面談と自習（各施設により違いあり）

③ フリースクール（民間施設）

- ・不登校に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信用を有している実施主体が相談や指導を行う。

出席扱いと判断するための学校の流れ	①保護者・本人と情報共有の連携	②民間施設への訪問・見学(p.8「民間施設訪問票」参考)	③校内で相談・指導内容を民間施設と連携	④指導要録上の「出席扱い」協議・認定	⑤「出席扱い」認定について民間施設へ共有
-------------------	-----------------	------------------------------	---------------------	--------------------	----------------------

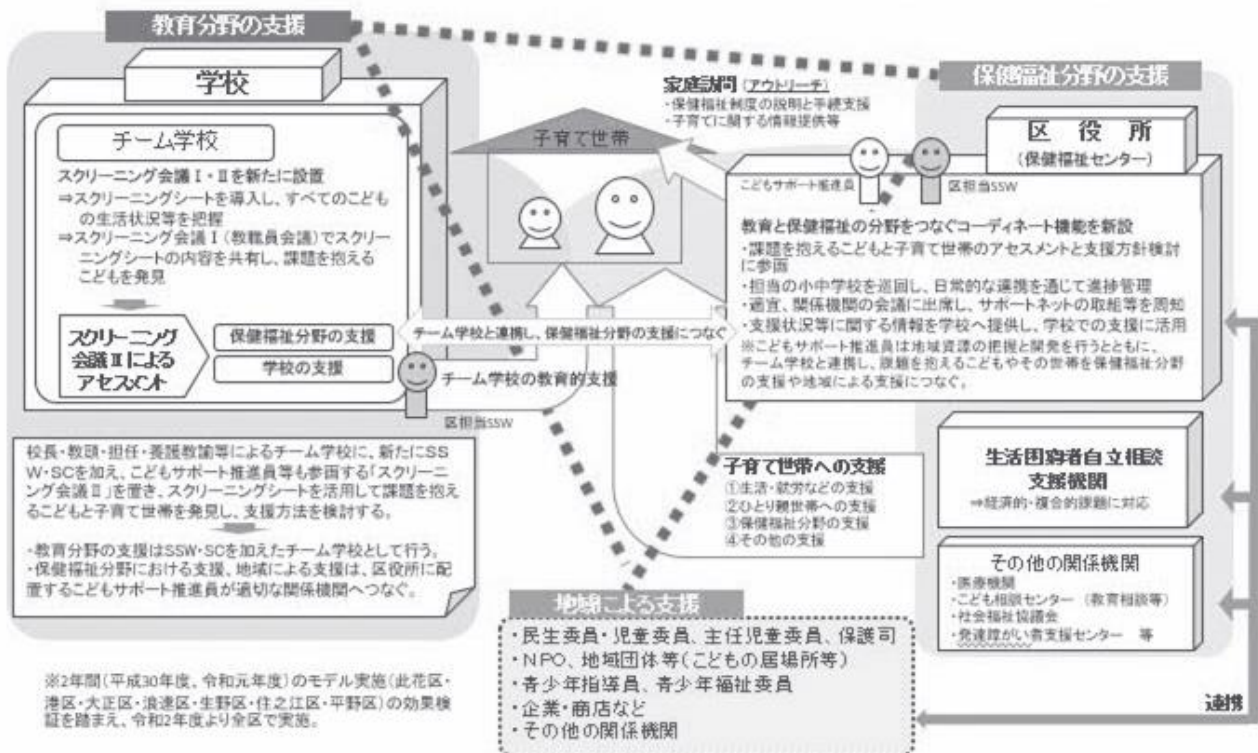
④ こどもサポートネット（こサポ）

こサポの流れ	①スクリーニングシートの作成	②スクリーニング会議Ⅰ …学校外の支援の必要性検討	③スクリーニング会議Ⅱ (要保護児童対策地域協議会の部会として位置付ける)
参加者	担任、副担任、 養護教諭、事務室	教職員(職員会議後開催)	管理職、生指主事、生指部長、養護教諭、S C、こサポSSW、こサポ推進員、要対協関係 者、民生委員、児童委員、主任児童委員など

大阪市こどもサポートネット

学校における気づきを区役所や地域等につなぎ、社会全体で支える、区長のマネジメントによる新しい仕組み

目的: ●すべてのこどもたちの状況を把握する ●こどもたちを支援につなげていく



【様式例】

令和 年 月 日

民間施設(フリースクール等)に関する施設訪問票

学年	組	番号	児童生徒名	訪問日	令和 年 月 日
				訪問者名(職名)	
				認定開始日	令和 年 月 日
施設名					
所在地					
電話番号				FAX番号	
代表者名				担当者名	
当該施設の大阪市塾代助成事業への参画の有無・・・					
費用	入会金	円	年間費用	円	
	月額	円			
	その他費用	円	塾代助成の活用の有無(当該児童生徒)		
通所の経路・方法				通学定期券利用の有無	
1 実施主体について					
実施者(法人・個人は問わない)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。					
2 事業運営の在り方と透明性の確保について					
不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立するための支援を明確な目的とし、その目的に沿った取組が行われている。					
著しく営利本位ではなく、入会金、授業料(月額・年額等)等の費用が明記され、保護者等に情報提供がなされている。					
3 相談・支援の在り方について					
児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。					
情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。					
受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われている。					
我が国の義務教育制度を前提とした指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されている。					
児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされている。					
体罰・暴力行為等の人権侵害行為が行われていない。					
児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われている。					
4 相談・指導スタッフについて					
相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験を持ち、その指導に熱意を有している。					
専門的なカウンセリング等を行う際は、心理学や精神医学等の専門的な知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっている。					
宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。					
5 施設、設備について					
各施設にあっては、学習、心理療法、及び面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。					
宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。					
6 学校と施設との関係について					
児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。					
7 家庭との連携について					
施設での指導経過を保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。					
宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されている。					